

平成28年熊本地震により被害を受けられた方を対象とする申告書事前作成会に必要な書類等について

◎ 必要書類

- 平成30年分の源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
事業所得や不動産所得などのある方は、青色申告決算書又は収支内訳書を作成してお持ちください。
- 利用者識別番号と暗証番号が分かるもの（過去にe-Taxを利用された方）
「利用者識別番号等の通知」、「ID・パスワード方式の届出完了通知」など
- 本人確認書類
例1)マイナンバーカード
例2)通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険証など
- 平成28、29年分の申告書等の控え **※平成28、29年分の確定申告をされた方のみ**
平成28、29年分の確定申告において雑損控除の申告をされた方のうち、控除しきれなかった雑損控除の額（雑損失の金額）がある方は、申告書等の控えをお持ちいただくと、申告書の作成がスムーズに行えます。



また、申告する内容によって次の書類が追加で必要となります。

- 平成30年内に支払った損壊した住宅等の取壊し費用や、被災した住宅等の原状回復などを行い「災害に関連するやむを得ない支出」（災害関連支出）がある方
⇒ 平成30年に支出した被災した資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などが分かるもの（領収書、請求書、見積書など）
※マンションの方は、共用部分に関する書類もご持参ください。
- 平成28、29年分の確定申告において「雑損控除」や「災害減免法」などの所得税の軽減又は免除を受けられていない方のうち、所得税の軽減等が受けられると見込まれる方
⇒ 次のとおり。

被害を受けた家屋・土地の所有者、取得時期、取得価額、面積が分かるもの (売買(請負)契約書、登記簿謄本(登記事項証明書)、固定資産税課税明細書など)
被害を受けた家財・車両の取得時期、取得価額が分かるもの (売買契約書、領収書など)
被害を受けた資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などが分かるもの (領収書、請求書、見積書など) ※マンションの方は、共用部分に関する書類もご持参ください。
被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合、その金額が分かるもの (支払通知書、通帳の写しなど) ※マンションの方は、共用部分に関する書類もご持参ください。
り災證明書(発行を受けている場合のみ、コピーでも可)
生計を一にする親族に平成28年分の所得金額が38万円超の方がいる場合には、その方の平成28年分の所得金額が分かる書類 (平成28年分の申告書の控え、青色申告決算書・収支内訳書の控え、源泉徴収票など)
平成28、29年分の確定申告を行っていない場合は、平成28、29年分の源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類(上記書類を含む) 事業所得や不動産所得などのある方は、青色申告決算書又は収支内訳書を作成してお持ちください。